

# 長崎市幹部による記者に対する性暴力等事件 長崎地方裁判所令和4年5月30日判決

## 主文

1. 被告は原告に対し1975万8025円(\*)及びこれに対する●●から支払い済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
2. 原告のその余の請求(\*\*)を棄却する。

(\*)内訳:①休業損害(全期間を通じて月額10万円を令和元年12月まで) + 治療費 + 通院交通費 + 転居費用1079万5050円、②慰謝料 500万円、③弁護士費用(認定損害額の1割)

(\*\*)損害額の一部は認められない。名誉棄損を認めず謝罪広告も認めない

# 長崎による市責任転嫁の構図

## ① 取材に際して振るった性暴力

原告にも責任がある(過失相殺)①深夜、②車を運転して③同上させてホテルまで行って入った、④車で帰った、⑤そのあとも仕事をした、⑥加害者は「危険」だったetc.

## ② 暴力を「男女の関係」とした隠蔽と責任転嫁

加害者は死んでしまっているから本当のことはわからない/調査はできない/退職金支給は正当/風説は知らない

## ③ 報道各社の動きへの対処としての職権濫用行為の隠蔽

原告から情報が漏れたのでは/二次被害の恐れを認識したがそれは加害部長の二次被害

## ④ 職権濫用行為のもみ消し工作

二次被害防止のためのメディア対策は原告所属社の責任

## ⑤ 部長の自死を利用したもみ消し工作

議会関係者や幹部職員が原告に責任転嫁する虚偽情報を週刊誌に売ったことは知らない。提供してからでも注意した

## ⑥ 原告に対する非難攻撃と虚偽風説の放置

日弁連勧告は市職員から事情を聴いていないので従えない/原告は当時証拠を明らかにしていなかった

原告はもう和解していた/古いことなので忘れた/誠実に対処してきた

# 事実認定と法律上の争点

## 性暴力

- 同意の有無による暴力
- 権力関係等加害態様

## 取材と公権力行使 (職権濫用)

- 加害者の権限
- 取材とは何か(目的・態様)

## 責任転嫁

(虚偽の風説の流布と過失相殺主張)

- プライベート
- 嵌められた
- 記者も注意すべき

## メディアを利用した加害者擁護/責任否定の違法

- 誰の二次被害を防止しようとしたか
- その手段の違法性

## 風説の流布への対処と権力不行使の違法

- 流布された風説と攻撃性
- 行動の自由を奪う権利侵害性
- 違法の法的根拠

## 損害

- 心身の健康被害評価
- 名誉・人格権侵害評価

原告が主張した長崎市の責任

(1)取材対応に際し原告の精神と行動の自由、取材の自由を侵害して性暴力を加えた。

(2)前記職権濫用を隠蔽して原告に責任転嫁するため、「男女の関係」であるとする虚偽を作成してこれを庁舎内に振りまいた。

(3)前記職権濫用を隠蔽し原告に責任転嫁することを意図して二次セクハラとなる虚偽の風説に迅速かつ適正に対処して被害を回避する措置を講じなかった。

(4)そのために被告市の幹部職員において、全くの歯止めもないまま、報道倫理に拘束されない週刊誌などへの虚偽の性的風評を垂れ流した。

(5)任命権者においては、部長の自死を口実にしてセクハラ・性暴力に関する調査も処分も怠り、不作為により虚偽報道を定着させ、部長による職権濫用をなかったものにした。

(6)日弁連による調査の結果告知された勧告の履行を拒否して、インターネット上の原告バッシングを定着させ、部長の職権濫用をなかったことにした。

裁判所の判断

(1)式典を取り仕切るものとして取材対応・窓口となる権限もあった。職務権限行使に関連して性暴力に及んだ。本件行為は原告の権利を侵害した。市固有の(一般市民に対し)暴力を未然に防止する義務は認められない。

(2)職権濫用を隠蔽する意図のもとに意図的に虚偽風説を流布させたとはいえないが、会計管理者の話は虚偽であり、自身が誘われたなどの話も虚偽である。しかしそれは私的行為であって職務関連性を有しない。

(3)市には原因究明・情報を拡散しないよう注意する義務があるという限度において認められ、二次被害の発生を予見できる事情を把握したときには防止すべく被告関係職員に対して注意指導すべき不法行為上の義務がある。

(4)葬儀の席上における虚偽風説の流布や週刊誌に情報を垂れ流したことにより原告の権利が侵害されたので、国賠法上の責任がある。しかし被告による報道差し止めの実効性が認められない以上、週刊誌への掲載を防止すべき積極的作為義務を負うとまでは認められない。

(5)自死を防止すべき義務はなかった。

(6)日弁連による調査の結果告知された勧告の法的効力はないが、これを尊重しないで放置したことは慰藉料算定において加味すべき事情となる。黙示の和解も認められない。

(7)過失相殺は認められない

## 地方公務員法

公務員である以上、全体の奉仕者として公共の利益のために行動することが求められ、法令(条例を含む)に従って、職務上の注意力のすべてを職責遂行のために振り向けて、職務に専念し忠誠を尽くすべき義務を負うものである。また、公務員は、職務遂行にあたっては、法令、条例、自治体の規則及び自治体の機関の定める規程(これらを包括的に法令という)に従う義務を負っているが、法令には、自治体に適用される労働関係法規(男女雇用機会均等法11条及びガイドラインなど)や女性に対する差別と暴力根絶に関連する法規(男女共同参画社会基本法ほか)はもちろん、これに関連して定められる条例・要綱、さらには職員倫理を定める各条例が含まれる。

## 男女共同参画社会基本法及び基本条例

男女共同参画社会基本法が、偏見や固定観念に基づく性に中立的に機能しない慣行や制度を撤廃し、女性に対する暴力を根絶して人権を確保することを、各自治体の行政措置としても義務付けるに至ったことを受けて、11条で、「市長は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談があつた場合には、関係機関又は関係団体と連携し、適切に処理するものとする。」。セクハラ<sup>1</sup>の定義については、第2条(3)で「性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。」と定めている。

## ハラスメントの防止等に関する要綱

「他の者を不快にさせる職場における性的な言動並びに職員が他の職員及び業務遂行に伴う関係者(以下「職員等」という。)を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。」とされ、ハラスメントの相手を職務執行上関係する市の職員以外のものも含めている。1項で職員に対してハラスメントをしないよう禁止し(義務付け)、3項で、「係長及びこれと同等以上の職にある者(以下「管理監督者」という。)は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。」と定めている。加えて任命権者に対しては、ハラスメント防止に向けて職員の意識啓発・知識向上をはからなければならないことを義務付け、そのために、管理監督者に対しては、ハラスメント防止に求められる役割や技能を身に着けさせる(理解させる)ことに留意するとしている。

# 職権を濫用して取材中の記者に加えた性暴力

原爆忌を前に参議院議長取材機会の情報取材(相手先は原対部長しかない)

電話取材に「やれよ」「来い」

車に乗込み一機先告げずに指示して山中に路地を走らせホテルに

パソコンなど仕事道具かかえて室内で取材しようとすると暴力

暴力に対し何度も「話を聞かせてほしい」等抵抗

市長は事実の究明と二次被害を出さない対策が必要だといったが、暴力のもみ消しと責任転嫁となる行動を重ねた

## 加害者の自死

加害者への同情が暴力の否定と記者への責任転嫁を加速し定着させた

市は何もしなかったどころか幹部職員らが「虚偽の風説を振りまき週刊誌報道に

その後も市は加害者の言い分にそう資料を求め続けたが、暴力を裏付ける資料は無視し続けた

## 被害回復も責任転嫁

記者とは男女の関係という虚偽の風説を流し始め話を幹部職員と共有

秘書課長「今でも暴力はなでなかったと信じている」

情報は原告側から漏らしたのではないか

部長はそのため「市に迷惑をかけた」として死んだ

力行使した同意のない暴力であることを認める

部長に抗議

人事課・アマランスに相談

二次被害を出させないといながら加害事実を「もみ消し

職権濫用を「立場から不適切」とした責任転嫁

性暴力→加害性の否定と責任転嫁が自死によって定着させられた重複加害

- ◎被害と性的風説を知らず放置
- ◎週刊誌報道後におもむろ注意(週刊誌が何社どの部局に取材しているか知っている)
- ◎被害者側の情報は二次資料
- ◎日弁連勧告にも従わない
- ◎理由は「一方当事者が死んだ」「韓国は市に対する調査が不十分というが結局部長を守り市の責任を免れるための事実のもみ消し

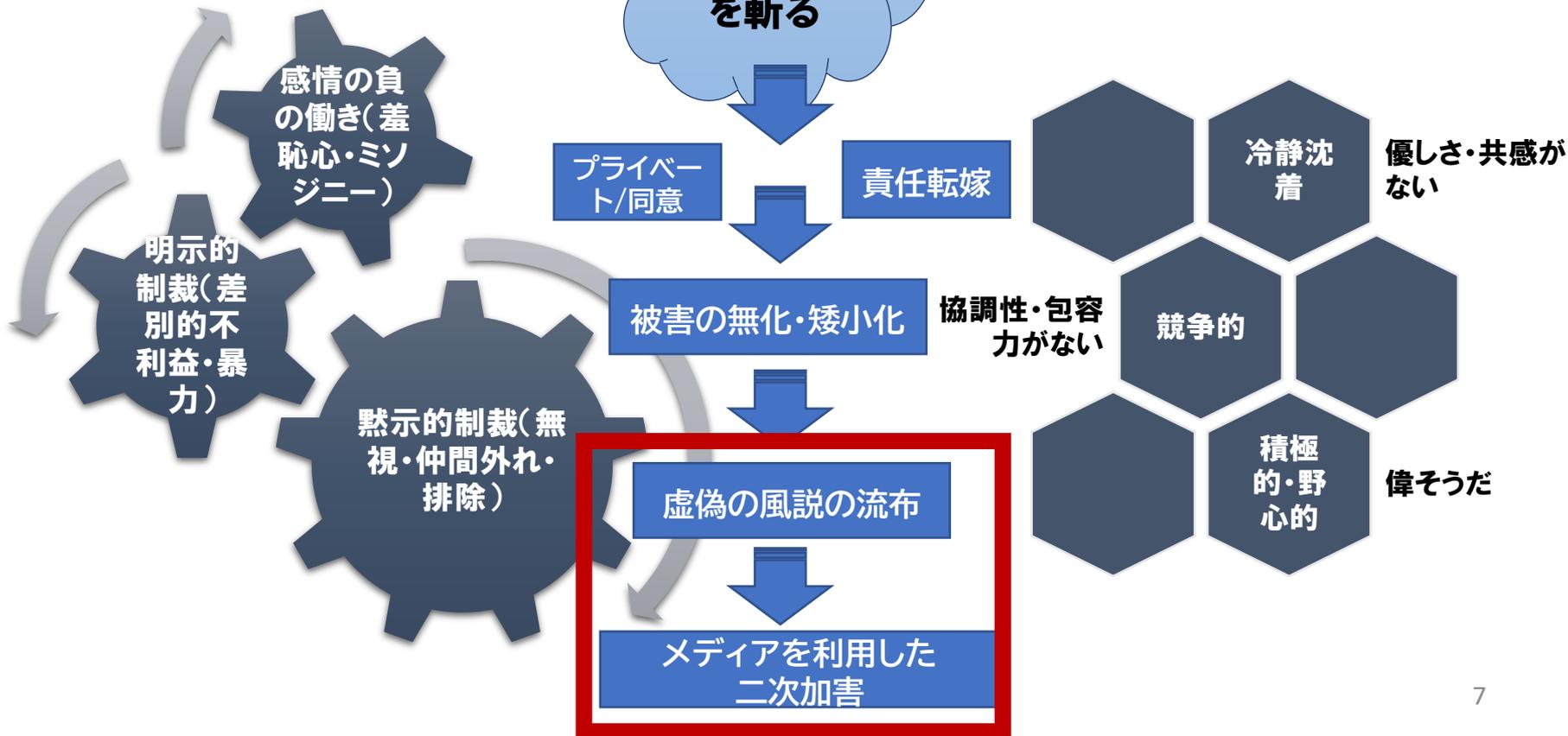
# 求められるジェンダー規範に基づく社会システムや司法判断からの決別

ジェンダー規範は男女に異なる社会的役割を与える。これを通じて生じる男女の分業関係（性別分業）規範は子どもが社会規範を学習する過程（家庭・学校・友人関係・メディアとの接触）のなかで学び取られていく。これによってもものごとの実権は男性に集中し、考え方や行動も支配される。

社会規範からの逸脱に  
自発的制約を加える仕組み

被害者叩  
きの構造  
を斬る

ジェンダー化された組織  
男らしさの優遇とダブルバインド  
無意識のバイアス



# “興味を誘う”情報を提供するメディアは、 公権力行使の違法を封印するのに格好の手段になった。

強かんやDVを受けた性被害者は、強盗など他の犯罪よりも非難されやすい傾向にあり、社会の暗黙のルールに従わなかったとして責められる。また、強かん神話によって、被害者に対して非難がむくと、本来の問題であるはずの加害者から焦点をずらすことになる。世間では、強かんは合意に基づく性関係であるとされ、被害者のほうが倫理的に責められるべきであり、責任があると思われてしまう。

## 強姦神話の機能

実際に起きた犯罪の事実を否定し、些細なことであると正当化することによって、被害者に強かんの責任を転嫁する

“Just world”（公平な世界）現象として、すなわち世界は、いい人にはいいことが起こり、悪いことはそれに値するような人にだけ起きる公平なところだと信じる傾向があると説明される（自死した部長擁護）

その核心を守るために、被害者のほうが加害者をそそのかし、その報いを受けたことを示すような証拠を探そうとする

長崎市はメディアによる被害者バッシングを放置したうえ、司法手続きさえも強姦神話に依拠して被害者追及の場にした。それも公権力行使の違法を無きものとして責任を逃れるため。

古いことなので  
/誠意を尽くしたという市長の言葉をどう評価するか

# 虚偽の風説がいきわたる風潮・社会システムは根絶すべき それが男女共同参画社会基本法に基づく「行政の原則」

メディアも  
同じ

家父長制を  
淵源とする  
基準である。  
戦後社会が  
決別したも  
の。

憲法14  
条・24  
条に違  
反する

淵源は家父長制の誕生にさかのぼる。女性の妊娠・出産は一時的にも社会的資源から遠ざかることを宿命とするため、社会の変化とともに出産能力は「資源」と認識され、さらに特定集団の財産になった。モノ化された女性の所有は女性を公的場面から排除し、公的な営みを担う男性が女性を支配するという家父長制を生み出した。

男性が女性を性的対象とする力が与えられているという考え方や行動スタイルが染み渡ってきた。そして、性的なことは男性に支配権があるとする考え方の先には、「女性は性的なことについては嘘をつくもので本当のことは言わない」「男性が性的対象に選んだのだから女性が性的に誘ったに違いない」「拒否もイエスのうち」といった男性によって都合のよい見方が定着させられ、社会の規範と

被害者は、ハラスメントに抗おうにも行動が制約され、相談することも、公にすることもできない。相談しても、被害者に張り巡らされた暗黙の圧力の結果、逆に貶められたり非難されたり、なかったことにされたり、プライベート(私的)な性的関係として噂話をながされ女性の名誉をますます傷つけてしまう。

性役割観に  
基づく基準  
である

欧米の先行研究が、性犯罪被害者への過失帰属と被害の過小評価に関わる要因として検討してきたのが性役割観である。たとえば、伝統的性役割観が強い人はレイプ被害者に対する否定的な見方が強く、男女平等的な考え方をもつ人は否定的見方が弱い、また、伝統的性役割観の強い人は性犯罪被害を小さく見積もり、平等主義的な考えの人は被害を大きく見積もることも指摘されてきた